

市政記者各位

福岡市包括外部監査「業務委託に関する財務事務の執行について」の結果報告

地方自治法第252条の37の規定に基づき、「業務委託に関する財務事務の執行について」を監査テーマとして、市の各部局で行われている業務委託を網羅的に対象として監査を実施し、その結果を報告書としてとりまとめたのでお知らせします。

テーマ選定理由

地方公共団体が業務委託を行う場合には、相手方の選定、契約手続に係る法規性、透明性等が確保されることが必要であるとともに、業務委託による効果等が適切に把握及び検証されることが重要である。市においても、業務委託は多くの部局で行われており、各部局に共通する財務事務である。このため、関係法令等に準拠して遂行されているか、有効性や効率性等の観点から適切に行なわれているか等を検討することは有意義であると考え監査テーマとして選定した。

監査の結果及び意見の件数

区分	結果	意見
監査の結果及び意見(総論)	1件	5件
監査の結果及び意見(各論)	92件	87件
計	93件	92件

主な監査の結果及び意見

業務委託の財務事務についてPDCAサイクルを想定して各業務プロセスに対して監査を実施した。

ア 監査実施の前提事項で発見された事項

- 市は特定の業務委託の予定価格等情報を非公表としたが非公表の明確な根拠等が不足している。

イ Plan(計画)の業務プロセスで発見された事項

- 1者のみから入手した参考見積を前提に設計書を作成する等適切に設計書が作成されていない。
- 予定価格書が未作成、予定価格作成で算定を誤っている等適切に予定価格が作成されていない。
- 起案文書等において随意契約に至った経緯、随意契約に該当する理由、随意契約の根拠法令に該当する理由等が明確に記載されていない。随意契約の理由が不十分である。

ウ Do(実行)の業務プロセスで発見された事項

- 再委託承諾手続が未実施である等再委託承諾手続が適切に実施されていない。
- 実際の委託業務と仕様書、契約書等の文言に乖離がある等契約手続が適切に実施されていない。

エ Check(評価)の業務プロセスで発見された事項

- 事業報告書の実績額の妥当性に疑念が生じかねない等履行確認が適切に実施されていない。
- 業務実績の事後検証が不足している、成果の把握等が適切に実施されていない。

オ Action(改善)の業務プロセスで発見された事項

- 原課契約に係る情報公表等は原課判断であり、統一的な規程等は定められていない。
- 法的裏付けがない状態で民有地が占有されている等次年度へ向けた改善が必要である。

包括外部監査人:公認会計士 塩塚正康 補助者:弁護士、公認会計士等合計6名

監査実施期間:令和2年7月17日から令和3年3月18日まで

問い合わせ先

塩塚公認会計士事務所

所長 塩塚正康

電話:080-3907-2475 (3/30(火)は19時まで対応可)